

函館市公共事業環境配慮指針検討会議設置要領

(設置)

第1条 本市の公共事業による環境への負荷の低減を図るために策定する「函館市公共事業環境配慮指針」について協議するとともに、当該指針の策定後における環境配慮を円滑に推進するため「函館市公共事業環境配慮指針検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、函館市公共事業環境配慮指針に係る次の事項を協議する。

- (1) 環境配慮指針に関すること。
- (2) 行動目標に関すること。
- (3) 実施状況に関すること。
- (4) その他公共事業における環境配慮の推進に関すること。

(構成)

第3条 検討会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 議長は、特に必要があると認めるときは、協議事項に關係のある職員に検討会議への出席を求めることができる。
- 3 第2条に規定する協議事項についての調査検討を行わせるため、検討会議にワーキンググループを設置することができる。
- 4 前項によるワーキンググループの構成員は、検討会議の構成員が指名する者とする。

(議長)

第4条 検討会議の議長は、環境部環境総務課長をもって充てる。

- 2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(招集)

第5条 会議は、必要に応じ議長が招集する。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、環境部環境総務課が行う。

(その他)

第7条 この要領で定めるもののほか、検討会議の運営その他この要領の施行について必要な事項は、議長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成14年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部	構成員
環境部	環境総務課長、環境対策課長
農林水産部	水産課長、農務課長、農林整備課長
土木部	管理課長、道路管理課長、道路建設課長、公園河川管理課長、公園河川整備課長
都市建設部	まちづくり景観課長、都市整備課長、建築課長、住宅課長
港湾空港部	管理課長、港湾課長
企業局上下水道部	計画・管路担当課長、浄水課長、終末処理場長
企業局交通部	事業課長、施設課長